

愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県情報公開条例（平成10年6月25日条例第27号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>（公開請求の手續）</p> <p>第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（<u>当該事項を記録した電磁的記録を含む。</u>以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>前項の規定による提出は、公開請求書が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公開請求をするもの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p>（費用負担）</p> <p>第16条 この条例により公文書（これを複製した物を含む。）の写し（複製物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>（公開請求の手續）</p> <p>第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（_____以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 省略</p> <p>（費用負担）</p> <p>第16条 この条例により公文書（これを複製した物を含む。）の写し_____の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>

愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日条例第41号）の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p>（費用の負担）</p> <p>第26条 この条例により公文書（これを複製した物を含む。）の写し（複製物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>（費用の負担）</p> <p>第26条 この条例により公文書（これを複製した物を含む。）の写し_____の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>